平成２３年（フ）第３３号
茨城県東茨城郡大洗町桜道531番地　フレグランスタナカ201
破産者　小野瀬光子（旧姓木部）
1　決定年月日　平成23年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７９号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番１―122号
破産者　高橋　眞一
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目５番地の９　ヒルズピュアステ参番館101
破産者　田中　　努（旧姓成田）
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
埼玉県三郷市高州４丁目48番地６、開始決定時の住所名古屋市港区木場町６番地の15　スペリアシティ名南アネックスⅣ1101号
破産者　南嶋　徳郎
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３４号
名古屋市緑区六田１丁目97番地　山口荘101号
破産者　メーホー商事こと　大釋　光公
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６４号
名古屋市天白区島田黒石1202番地　シティライフ島田103号
破産者　髙田　　**隆**
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７０号
大阪市旭区太子橋１丁目１番20号　やわらぎ302、開始決定時の住所大阪市北区本庄東２丁目11番17号
破産者　北畠　一郎
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３０５号
愛知県名古屋市瑞穂区八勝通２丁目37―２　モアグレース八勝通1001号室、開始決定時の住所愛知県名古屋市昭和区広路町字南山87番地　南山グランドヒルズ806号
破産者　高橋　正光
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７８１号
大阪市浪速区大国１丁目７の18　ルーメリヒサール401号室、住民票上の住所名古屋市西区名西１丁目４番１号
破産者　安田　善光
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０５３号
大阪府箕面市粟生新家３丁目17番６号
破産者　古橋志津代
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７２号
大阪市城東区諏訪２丁目４番23―305号
破産者　ユウキ住設工業こと　山本　健二
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４６号
大阪市城東区森之宮１丁目３番1001号
破産者　上木　久子（旧姓灘岡）
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４４号
大阪府東大阪市新池島町１丁目13―２、住民票上の住所大阪府東大阪市新池島町２丁目11番２号
破産者　三谷佐智子
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２４号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目２番92―408号
破産者　いさみこと　中川　　徹
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３１号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番20―903号
破産者　熊谷　勝年
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５８号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目20番12号
破産者　庭野　光明
1　決定年月日　平成23年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部